

青森市環境保全シンボルキャラクター「エコル」着ぐるみ使用取り扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市環境保全シンボルキャラクター「エコル」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用許可申請)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、青森市環境保全シンボルキャラクター「エコル」着ぐるみ使用許可申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、環境政策課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

(使用許可)

第3条 課長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- (1) 青森市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 使用用途以外に使用のおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、課長が着ぐるみの使用取り扱いについて不相当であると認めるとき。

2 課長は、青森市環境保全シンボルキャラクター「エコル」着ぐるみ使用許可通知書（様式第2号）、又は使用不許可通知書（様式第3号）により使用者へ通知する。

(使用上の遵守事項)

第4条 前条の使用許可を受けた者（以下「被許可者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 環境保全、地球温暖化防止に関連した事業に使用すること。
- (2) キャラクターのイメージを高めるよう努めること。
- (3) 許可された用途のみに使用すること。
- (4) 使用期間を遵守すること。
- (5) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (6) その他、課長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用許可の取消)

第5条 被許可者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、青森市環境保全シンボルキャラクター「エコル」着ぐるみ使用許可取消通知書（様式第4号）によりその許可を取り消し、以後の使用を許可しない。この場合、被許可者に損害が生じても、課長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第6条 着ぐるみを汚損した場合は、被許可者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。ただし、天災その他特別の理由があると課長が認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定に関わらず、課長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、被許可者はこれに従わなければならない。

(課長の責任)

第7条 着ぐるみの使用により、被許可者が被った被害に対しては、課長は一切その責めを負わない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの使用取り扱いに係る必要な事項は、課長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。